

## 東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱

(平成 12 年 3 月 31 日 11 労経振流第 906 号)

改正 平成 13 年 4 月 1 日 12 労経振流第 1056 号

改正 平成 14 年 4 月 1 日 13 産労商地第 1343 号

改正 平成 16 年 4 月 1 日 15 産労商地第 1911 号

改正 平成 17 年 7 月 1 日 17 産労商地第 264 号

改正 平成 20 年 10 月 31 日 20 産労商地第 801 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日 5 産労商地第 2093 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）に係る大規模小売店舗の新設、変更等の手続きを定め、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

### (適用)

第 2 条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成 10 年政令第 327 号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 62 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模小売店舗

一の建物であってその建物内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超える店舗をいう。

一の建物とは、施行令第 1 条各号に規定するところによる。

(2) 大規模小売店舗の新設

新たに建物を建設して、店舗面積が 1,000 平方メートルを超える場合、既存の建物を増築して、店舗面積が 1,000 平方メートルを超える場合及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が 1,000 平方メートルを超える場合をいう。

(3) 店舗面積

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

(4) 設置者

大規模小売店舗を新設する者又は既に設置し変更等を行う者で、建物の所有権を有する者をいい、賃借権、使用借権等を有する者は含まない。

(5) 届出

新設、変更等の届出をする者は、設置者とする。

#### (新設の届出)

第4条 大規模小売店舗を新設しようとする者は、法第5条第1項の規定に基づき、新設予定日の8月前までに、様式第1に、規則第4条に定める書類のほか、各階平面図（店舗のない部分を除く。）及び建物の周囲の状況を示す図面（以下「関係書類」という。）を添付して東京都知事（以下「知事」という。）に届け出るものとする。

#### (変更の届出)

第5条 前条による届出のあった大規模小売店舗において、法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があったときは、設置者は、変更後、遅滞なく様式第2により知事に届け出るものとする。

2 前条による届出のあった大規模小売店舗において、法第5条第1項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、設置者は、あらかじめ、様式第3に、関係書類（当該変更に係る部分のみとする。以下この条において同じ。）を添付して知事に届け出るものとする。ただし、法第5条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更については、変更を予定している日の8月前までに届け出るものとする。

3 法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により届出事項の変更を行おうとするときは、設置者は、様式第4に関係書類を添付して知事に届け出るものとする。

#### (軽微な変更)

第6条 法第6条第4項に規定する軽微な変更は、店舗に付属する次に定める施設の敷地内における位置の変更であって、周辺地域の生活環境が、変更前に比して変化していないと認められるものとする。

(1) 駐車場

(2) 駐輪場

(3) 荷さばき施設

(4) 廃棄物等の保管施設

2 知事は、法第6条第2項の規定による届出が、同条第4項の軽微な変更該当すると認めるときは、様式第5により設置者に通知するとともに、様式第6により当該大規模小売店舗の所在地を管轄する区市町村長（以下「関係区市町村長」という。）に通知するものとする。

#### (廃止の届出)

第7条 設置者は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000平方メートル以下とするときは、様式第7により知事に届け出るものとする。

#### (公告等)

第8条 知事は、法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。）又は法第6条第6項の規定に基づき、第4条、第5条及び前条の届出に伴う公告をしたときは、様式第8により関係区市町村長に通知するものとする。

(説明会開催報告等)

- 第9条 法第7条第1項の規定により、設置者が説明会を開催する場合又は規則第11条第2項の規定により説明会に代えて掲示による場合（以下「説明会等」という。）の周知範囲は、説明会を開催する場合については、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から半径500メートルの範囲又は関係区市町村長との協議による範囲とし、掲示による場合については、届出に係る大規模小売店舗の敷地境界から半径100メートルの範囲又は関係区市町村長との協議による範囲とする。
- 2 規則第11条第2項に規定する、説明を掲示により行うことができると知事が認める場合は、以下のとおりとする。
- (1) 規則第3条第2項第1号に規定する開店時刻及び閉店時刻の変更であつて、開店時刻については午前8時以降、閉店時刻については、午後10時以前とする。ただし、閉店時刻の変更が、周辺環境に著しい影響を及ぼすと認められるときは、この限りでない。
- (2) その他地域の生活環境への影響がほとんどないと認められる場合
- 3 知事は、設置者が法第7条第2項の規定により、説明会等の公告を行う場合、設置者に対し、あらかじめ、開催の時期、内容等について、様式第9又は様式第10により届出を求めるものとする。
- 4 知事は、前項の届出を受けたときは、関係区市町村長に通知するとともに、関係区市町村長と協議の上、公告及び開催等について必要な指示をすることができる。
- 5 第3項の公告の方法は、第1項の周知範囲内に配達される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙への掲載又は同新聞紙3紙へのチラシの折込若しくは設置者及びその関係者以外が行う郵便ポスト等へのチラシの戸別配付により行うものとし、当該方法に併せて、大規模小売店舗を新設する計画地又は届出に係る大規模小売店舗内の主要な出入口等にも掲示するものとする。
- 6 前項の公告は、法第7条第2項に定める事項のほか次に掲げる事項を掲載するものとする。
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
- (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (4) 当該説明会に係る問い合わせ先
- 7 設置者は、法第7条第4項の規定により説明会を開催することができない場合は、開催を予定していた日から、1週間以内に様式第11によりその旨を届け出るものとする。
- 8 知事は、前項の届出を承認した場合は、様式第12により設置者に、また、様式第13により関係区市町村長にそれぞれ通知するものとする。
- 9 知事は、設置者に、第1項による説明会等終了後、速やかに様式第14又は様式第15により説明会等の概要の報告を求めるものとする。
- 10 設置者は、第8項の規定により知事の承認を受けた場合において、届出等の内容を規則第13条第2項の規定により周知しようとするときは第5項を準用するものとし、知事は、設置者が当該届出等の内容の周知後、様式第16により報告を求めるものとする。

#### (意見の申出等)

第10条 関係区市町村長は法第8条第1項の規定により意見を述べようとするとき（同条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）は、様式第17により行うものとする。

2 法第8条第2項の規定により意見（同条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）を述べようとする者は、様式第18により知事に意見書を提出するものとする。

3 知事は、第1項及び第2項による意見について法第8条第3項の規定により公告したときは、様式第19により関係区市町村長に通知するものとする。ただし、第2項による意見の公告をしたときは、提出された意見書を添付して通知する。

#### (東京都の意見等)

第11条 知事は、法第8条第4項の規定により東京都の意見を有する場合、又は意見を有しない場合は、様式第20により設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による意見について法第8条第8項の規定により公告したときは、様式第21により関係区市町村長に通知するものとする。

#### (意見に係る変更届等)

第12条 設置者は、法第8条第7項の規定により知事の意見を踏まえて当該届出を変更する場合は、様式第22に関係書類を添付して知事に届け出るものとする。また、変更しない場合は、様式第23により知事に通知するものとする。

2 知事は、法第8条第8項の規定により前項の届出にかかる公告をしたときは、様式第24により関係区市町村長に通知するものとする。

#### (勧告等)

第13条 知事は、法第9条第1項の規定により設置者に対して勧告をしようとするときは、様式第25によるものとする。

2 前項の勧告をしようとするときは、様式第26又は様式第27により関係区市町村長の意見を聴くものとする。

3 関係区市町村長は、前項の意見を述べようとするときは、前項の通知をした日から2週間以内に様式第28により行うものとする。

4 知事は、法第9条第3項の規定により、第1項の勧告に係る公告をしたときは、様式第29により、関係区市町村長に通知するものとする。

#### (大規模小売店舗立地審議会の意見)

第14条 東京都は、法第8条第4項の規定により意見を述べようとするとき又は法第9条第1項の規定により勧告をしようとするときは、東京都大規模小売店舗立地審議会の意見を求めるものとする。

#### (勧告に伴う変更届等)

第15条 法第9条第1項の規定により勧告を受けた設置者が、同条第4項の規定により当該勧

告を踏まえて必要な変更に係る届出をしようとするときは、様式第 30 により、関係書類を添付して知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、法第 9 条第 5 項の規定により、前項の届出に伴う公告をしたときは、様式第 31 により関係区市町村長に通知するものとする。

#### (公表)

第 16 条 法第 9 条第 7 項の規定により勧告に従わない旨の公表をする場合は、東京都公式ホームページによるもののほか、適切な広報媒体により行うものとする。

- 2 知事は前項により公表をしたときは、様式第 31 により関係区市町村長に通知するものとする。

#### (承継)

第 17 条 法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により大規模小売店舗の設置者から地位を承継した者は、遅滞なく様式第 33 により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出を受けたときは、様式第 34 により関係区市町村長に通知するものとする。

#### (報告の徴収)

第 18 条 知事は、法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により報告を求めるときは、様式第 35 によるものとする。

- 2 前項により、報告を求められた設置者又は当該大規模小売店舗において小売業を行う者は、遅滞なく報告書を提出するものとする。

#### (縦覧等)

第 19 条 法第 5 条第 3 項、第 6 条第 3 項、第 8 条第 3 項、同条第 6 項、同条第 8 項及び第 9 条第 5 項に定める縦覧場所は、東京都産業労働局商工部地域産業振興課とする。

- 2 縦覧できる日は、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）に定める休日を除く日とする。
- 3 縦覧時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

#### (提出先及び提出部数)

第 20 条 この要綱に定める届出等の提出先及び部数は、次のとおりとする。ただし、大規模小売店舗を設置する場所が行政区域境に隣接する場合は、部数を増加することがある。

##### (1) 届出等の提出先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

##### (2) 提出部数

以下の部数を超えない範囲で東京都が都度指定する部数とする。

ア 様式第 1 にあつては、33 部とする。

イ 様式第 3、同第 4、同第 22、同第 23 及び同第 30 にあつては、32 部とする。

ウ 様式第 2、同第 7 及び同第 33 にあつては、3 部とする。

エ 様式第 9、同第 10、同第 11、同第 14、同第 15 及び同第 16 にあつては、2 部とする。

オ 様式第 17、同第 18 及び同第 28 にあつては、1 部とする。

#### 附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日 12 労経振流第 1056 号）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日 13 産労商地第 1343 号）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日 15 産労商地第 1911 号）

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱（以下「改正前要綱」という。）により説明会等の計画を受理しているものに係る改正前要綱第 9 条第 1 項から第 8 項までの規定については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 7 月 1 日 17 産労商地第 264 号）

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 31 日 20 産労商地第 801 号）

この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日 5 産労商地第 2093 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗新設届出書

年 月 日

東京都知事 殿

(設置者)

氏名又は名称法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

(届出担当者)

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

大規模小売店舗を新設するので、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名等

- (1) 小売業を行う者の氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 法人にあつては代表者の氏名
- (4) 当該小売業者の店舗面積

3 大規模小売店舗の新設をする日

年 月 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数	駐車場の種類
No.			
No.			
No.			
合 計		台	

特記事項

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
No.		
No.		
No.		
合 計		台

特記事項

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
No.		
No.		
No.		
合 計		m <sup>2</sup>

特記事項

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
No.		
No.		
No.		
合 計		m <sup>3</sup>

特記事項

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	
閉店時刻	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

No.	駐車可能時間帯
No.	
No.	
No.	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

No.	出入口の数	位 置
No.		
No.		
No.		
合計	箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No.	荷さばき可能時間帯
No.	
No.	
No.	

(添付書類) 別添のとおり

(注) 小売業者が複数ある場合は、別紙(小売業者一覧)を使用する。

様式第 1 別紙 (小売業者一覧)

番号	設置階	氏名 (名称)	法人の場合 代表者氏名	住所 (所在地)	主として 販売する物品	店舗面積	開店時間	閉店時間
小売業者数 合計					店舗面積 合計	m <sup>2</sup>		

様式第2（第5条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

下記のとおり、届出事項について変更したので、大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 変更した事項

事項

（変更前）

（変更後）

（注）変更した事項ごとに通し番号をふって記入すること。

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更する理由

様式第3（第5条第2項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

下記のとおり、届出事項について変更するので、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 変更しようとする事項

事項

（変更前）

（変更後）

（注）変更しようとする事項ごとに通し番号をふって記入すること。

3 変更しようとする年月日

年 月 日

4 変更する理由

（添付書類） 別添のとおり

様式第4（第5条第3項）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 変更しようとする事項

事項

（変更前）

（変更後）

（注）変更しようとする事項ごとに通し番号をふって記入すること。

3 変更しようとする年月日

年 月 日

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名等

ア 小売業を行う者の氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 法人にあっては代表者の氏名

エ 当該小売業者の店舗面積

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

m<sup>2</sup>

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数	駐車場の種類
No.			
No.			
No.			
合 計		台	

特記事項

イ 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
No.		
No.		
No.		
合 計		台

特記事項

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
No.		
No.		
No.		
合 計		m <sup>2</sup>

特記事項

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
No.		
No.		
No.		
合 計		m <sup>3</sup>

特記事項

--

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	
閉店時刻	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

No.	駐車可能時間帯
No.	
No.	
No.	

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

No.	出入口の数	位 置
No.		
No.		
No.		
合計	箇所	

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No.	荷さばき可能時間帯
No.	
No.	
No.	

(添付書類) 別添のとおり

(注) 小売業者が複数ある場合は、別紙(小売業者一覧)を使用する。

様式第4 別紙 (小売業者一覧)

番号	設置階	氏名 (名称)	法人の場合 代表者氏名	住所 (所在地)	主として 販売する物品	店舗面積	開店時間		閉店時間	
							変更前	変更後	変更前	変更後
小売業者数 合計							m <sup>2</sup>	店舗面積 合計		

番 号  
年 月 日

設置者 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出に係る軽微な変更について（通知）

年 月 日付受理番号第 号による変更届出については、大規模小売店舗立地法第6条第4項の規定による軽微な変更として認めたので、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 軽微な変更を認める変更届出事項

番 号  
年 月 日

関係区市町村長 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出に係る軽微な変更について（通知）

年 月 日付受理番号第 号による変更届出については、大規模小売店舗立地法第6条第4項の規定による軽微な変更として認めたので、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 軽微な変更を認める変更届出事項

様式第7（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

下記のとおり大規模小売店舗を廃止するので、大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

m<sup>2</sup>

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

m<sup>2</sup>

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

年 月 日

5 変更する理由

番 号  
年 月 日

関係区市町村長 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出の公告について（通知）

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により、下記の者から届出があり、公告したので通知します。

なお、意見書は、 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 届出年月日及び受理番号
- 4 届出の内容及び公告の内容 別添のとおり

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会の計画について

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

下記のとおり大規模小売店舗の※〔・新設  
・届出事項の変更〕について説明会開催を計画していま  
すので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第3項の規定により、届け出ま  
す。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 計画の内容

(1) 日 時 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

(2) 場 所

- ア 会場名
- イ 会場所在地
- ウ 電話番号
- エ 収容人数

(3) 周知の範囲

(4) 周知の方法

(5) 説明会で説明する内容

(注) ※は該当する項目を選んでください

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

掲示の計画について

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

下記のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更について説明会に代わる掲示を計画していますので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第3項の規定により、届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 周知の方法及び内容

(1) 掲示内容等

- ア 掲示期間 年 月 日から縦覧期間終了日まで
- イ 掲示場所
- ウ 掲示内容

(2) 周知の範囲

(3) 公告の方法及び内容

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能についての届出書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

下記のとおり大規模小売店舗の <sup>※</sup>〔・新設  
・届出事項の変更〕 について予定した説明会の開催がで  
きなくなりましたので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第7項の規定に  
より、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 届出済の説明会開催計画の内容
- 3 説明会の開催ができなくなった事由

（注）※は該当する項目を選んでください。

設置者 殿

東京都知事

説明会開催不能の承認について（通知）

年 月 日付受理番号 号による届出については、大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項の規定により承認したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第8項の規定により、通知します。

なお、同要綱第9条第4項の規定により、届出内容等について周知願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
  
- 2 設置者の氏名又は名称

関係区市町村長 殿

東京都知事

説明会開催不能の承認について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり大規模小売店舗の※〔・新設  
・届出事項の変更〕に係る説明会  
の開催ができなくなった旨の届出があり、 年 月 日付けで別紙のとおり承認したので、  
東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第8項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 説明会の開催ができなかった事由
- 4 届出書の内容  
別紙届出書写しのとおり

（注）※は該当する項目を選んでください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会終了報告書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

下記のとおり説明会を開催しましたので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第9項の規定により、報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 公告をした日 年 月 日
- 3 説明会を開催した日 年 月 日
- 4 開催場所 会場名  
会場所在地
- 5 開催時間 開始 時 分  
終了 時 分
- 6 出席者数 名（ほか行政関係者 名）
- 7 周知の範囲
- 8 周知の方法
- 9 説明会の内容 別紙概要書のとおり

様式第 14 号の別紙（説明会開催概要書）

1 議事の概要（説明の内容）

2 陳述意見及び陳述意見に係る設置者の応答内容（一問一答形式）

陳述意見（事項及びその内容）	応答内容

3 その他

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会に代わる掲示報告書

年 月 日

東京都知事 殿

(設置者)

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

(届出担当者)

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

説明会に代わる届出の内容の掲示を下記のとおり実施したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第9項の規定により、報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 公告をした日 年 月 日

3 掲示をした期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 掲示場所

5 掲示の内容 別紙のとおり

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会に代わる周知報告書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

説明会に代わる届出の内容の周知を下記のとおり実施したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第9条第10項の規定により、報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 周知をした期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 周知方法

4 周知の内容 別紙のとおり

（添付書類） 別添のとおり

様式第17（第10条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

関係区市町村長名

意見書の提出について

東京都公式ホームページ（ 年 月 日掲載）で公告された大規模小売店舗の新設（届出事項の変更）について、大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 意見の内容
- 3 理由
- 4 説明

（注） 意見なしの場合は、3 理由及び 4 説明は削る。

様式第18（第10条第2項）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

年 月 日

東京都知事 殿

意見を述べる者の氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名  
住所

意見書の提出について

東京都公式ホームページ（年 月 日掲載）で公告された大規模小売店舗の新設（届出事項の変更）について、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 意見の内容
- 3 理由
- 4 説明

番 号  
年 月 日

関係区市町村長 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出に係る意見の公告について(通知)

年 月 日付けで通知した届出について、下記のとおり意見が出され、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定により公告したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第10条第3項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 意見の内容 別添のとおり

番 号  
年 月 日

設置者 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出に係る意見について

年 月 日付受理番号 号で届出のあった新設(届出事項の変更)について、  
大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
  
- 2 意見

番 号  
年 月 日

関係区市町村長 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出に係る意見の公告について（通知）

年 月 日付受理番号 号で届出のあった新設（届出事項の変更）について、大規模小売店舗立地法第8条第6項の規定により東京都の意見を公告したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第11条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 意見の内容 別添意見書写しのとおり

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

意見に伴う届出事項変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、年 月 日付けで東京都から出された意見に基づき下記のとおり届出事項を変更するので、届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 変更しようとする事項

事項

（変更前）

（変更後）

（注）変更しようとする事項ごとに通し番号をふって記入すること。

3 変更する理由

（添付書類） 別紙のとおり

様式第23（第12条第1項）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない通知書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名

住所

（届出担当者）

担当者所属部署

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

年 月 日付第 号による東京都の意見については、下記の理由により届出事項の変更はしないので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、通知します。

記

理由

関係区市町村長 殿

東京都知事

東京都の意見に伴う届出事項変更届出の公告について（通知）

年 月 日付けで通知した東京都の意見について、意見に伴う届出事項変更届出書が提出され、大規模小売店舗立地法第8条第8項の規定により公告したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第12条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 変更届出の内容及び公告の内容 別添のとおり

設置者 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出に係る勧告について

年 月 日付第 号で受理した東京都の意見に伴う変更の届出又は変更しない旨の通知は、東京都が述べた意見が適切に反映されていないので、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により、勧告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 勧告の内容 別添勧告書のとおり

関係区市町村長 殿

東京都知事

大規模小売店舗の変更の届出について（通知）

年 月 日付けで、東京都の意見に伴う届出事項変更届出書が提出されましたが、内容を検討したところ、東京都の意見を十分に反映していないと思われるので、大規模小売店舗立地法第9条第1項及び東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第13条第2項の規定により、貴 の意見を求めます。

なお、意見書は、年 月 日までに提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 変更届出の内容 別紙のとおり

関係区市町村長 殿

東京都知事

大規模小売店舗の変更の届出について（通知）

年 月 日付けで、東京都の意見について届出事項を変更しない通知書が提出されましたが、これは東京都の意見を反映していないので、大規模小売店舗立地法第9条第1項及び東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第13条第2項の規定により、貴 の意見を求めます。

なお、意見書は、年 月 日までに提出してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 変更届出の内容 別紙のとおり

様式第28（第13条第3項）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

年 月 日

東京都知事 殿

関係区市町村長名

意見書の提出について

年 月 日付第 号で通知のあった変更の届出について、大規模小売店舗立地法第9条第1項及び東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 意見の内容
- 3 理由
- 4 説明

関係区市町村長 殿

東京都知事

大規模小売店舗の届出に係る勧告の公告について（通知）

下記大規模小売店舗に係る届出は、東京都が述べた意見が適切に反映されていないので、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定により別紙勧告書のとおり勧告し、同条第3項の規定により公告したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第13条第4項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 勧告の内容 別紙勧告書のとおり
- 4 公告の内容 別添のとおり

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

勧告に伴う届出事項変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、年 月 日付で東京都から出された勧告に基づき下記のとおり届出事項を変更するので、届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・名称
- ・所在地

2 変更しようとする事項

事項

（変更前）

（変更後）

（注）変更しようとする事項ごとに通し番号をふって記入すること。

3 変更する理由

（添付書類） 別紙のとおり

関係区市町村長 殿

東京都知事

東京都の勧告に伴う届出事項変更届出に係る公告について（通知）

年 月 日付けで通知した東京都の勧告に対して、勧告に伴う届出事項変更届出書が提出され、大規模小売店舗立地法第9条第5項の規定により公告したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第15条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 変更届出の内容及び公告の内容 別添のとおり

関係区市町村長 殿

東京都知事

東京都の勧告に従わない設置者の公表について（通知）

年 月 日付けで通知した東京都の勧告に対して、正当な理由がなく勧告に従わないため、大規模小売店舗立地法第9条第7項の規定により公表したので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第16条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 公表の内容 別添のとおり

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承 継 届 出 書

年 月 日

東京都知事 殿

（設置者）

氏名又は名称法人にあたってはその代表者の氏名  
住所

（届出担当者）

担当者所属部署  
担当者名  
電話番号  
ファクシミリ番号

大規模小売店舗について、下記のとおりその地位を承継したので、大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日  
年 月 日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
  - ・氏名又は名称
  - ・住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

関係区市町村長 殿

東京都知事

承継の届出について（通知）

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届出があったので、東京都大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱第17条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者の氏名又は名称
- 3 届出の内容 別添のとおり

設置者

又は大規模小売店舗において小売業を行う者 殿

東京都知事

大規模小売店舗立地法第14条に基づく報告書の提出について

年 月 日付受理番号第 号で届出のあった店舗について、大規模小売店舗立地法第14条第1項又は2項の規定により、下記のとおり報告書の提出を求めます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ・名称
  - ・所在地
- 2 設置者又は大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
- 3 報告事項 別紙のとおり
- 4 提出期限 年 月 日（必着）
- 5 提出先

---

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 東京都大規模小売店舗立地審議会条例

(平成 12 年 3 月 31 日東京都条例第 54 号)

### (設 置)

第 1 条 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の適正かつ円滑な運用を図るため、知事の附属機関として、東京都大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議する。

### (組織及び委員の任期)

第 3 条 審議会は、委員 11 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

### (会長の選任及び権限)

第 4 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

### (会 議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (特別委員)

第 6 条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任期を定めて委嘱する。
- 3 特別委員は、非常勤とする。

### (庶 務)

第 7 条 審議会の庶務は、産業労働局において処理する。

(雑 則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。

(東京都大規模小売店舗審議会条例の廃止)

2 東京都大規模小売店舗審議会条例(昭和54年東京都条例第17号)は、廃止する。

(東京都大規模小売店舗審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 大規模小売店舗立地法附則第4条の規定により、なお従前の例によるものとされた同法附則第2条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出又は届出に係る事項の変更に関して行う調査審議については、なお従前の例による。